SBIアーキクオリティ㈱　構造計算適合性判定　要否確認フロー

法第20条

第1号
①超高層建築物　h＞60m

第2号
①木造：法6条第1項第2号【F≧3 or 延面積＞500㎡ or h＞13m or 軒高＞9m】に掲げるもののうち
⇒h＞13m or 軒高＞9m
②非木造：法6条第1項第3号【F≧2 or 延面積＞200㎡】に掲げるもののうち
⇒ a：鉄骨造　F≧4以上（地階を除く）
b：RC造or SRC造　h＞20m
C：その他政令で定めるもの

第3号（第2号を除く）
①木造：法6条第1項第2号【F≧3 or 延面積＞500㎡ or h＞13m or 軒高＞9m】に掲げるもののうち
⇒h＞13m or 軒高＞9m以外
②非木造：法6条第1項第3号【F≧2 or 延面積＞200㎡】に掲げるもの
③主要構造部の一部が石造、れんが造、CB造、無筋CB造、その他これらに類するもののうち
⇒ h＞13m or 軒高＞9m

第4号
①第１号～第３号以外のもの

令第36条の2

①組積造、補強CB造　F≧4以上（地階を除く）
②鉄骨造(地上階数3F以下)　h＞13m or 軒高＞9m
③RC造+SRC造(併用)　h＞20m
④木造、組積造、補強CB造、鉄骨造の2以上を併用、又はこれら1以上とRC造若しくはSRC造を併用で、次のイ又はロに該当するもの　イ：F≧4以上（地階を除く）　ロ：h＞13m or 軒高＞9m
⑤その他告示で指定するもの

H19告示第593号（H14告示474の特定畜舎等を除く）

①鉄骨造(地上階数3F以下)、h≦13m、軒高≦9m)で、次のイ～ハのいずれかに該当するもの以外
イ：1) スパン6m以下
2) 延べ面積≦500㎡
3) 地震力についてC0≧0.3（許容応力度計算を行い安全(冷間成形角形鋼管マニュアルに従うこと)）
4) 筋かい端部・接合部が破断しないことを確認（保有耐力接合）
ロ：1) F≦2（地階を除く）
2) スパン≦12m
3) 延べ面積≦500㎡(平屋の場合3,000㎡以内)
4) 上記イ3)4)に適合
5) 偏心率≦0.15に適合
6) 柱・梁・接合部・基礎等が構造耐力上支障のある急激な耐力低下を生じる恐れがない
ハ：規則第1条の3第1項第1号ロ(2)に基づき、大臣があらかじめ安全であると認定したもの

②RC造、SRC造、RC造+SRC併用構造(h≦20m)で、次のイ又はロに該当するもの以外
イ：開口周比0.4以下のもので 1)･2)に該当するもの
1) $\Sigma 2.5\alpha Aw+\Sigma 0.7\alpha Ac \geqq ZWAi$に適合
（SRC造柱は0.7→1.0とする）
2) $Q_D=\min[Q_L+nQ_E, Q_O+Q_Y]$により許容応力度計算を行い安全
RC造：n≧1.5(耐力壁2.0)　SRC造：n≧1.0
ロ：規則第1条の3第1項第1号ロ(2)に基づき、大臣があらかじめ安全であると認定したもの

③木造、組積造、補強CB造、鉄骨造の2以上併用又は、これら1以上とRC造若しくはSRC造を併用で、次のイ～ホに該当するもの以外（④のものを除く）
イ：F≦3（地階を除く）
ロ：h≦13mかつ軒高≦9m
ハ：延べ面積≦500㎡
ニ：鉄骨造の階は上記①のイ 1)、3)、4)に適合
ホ：RC造、SRC造の階は上記②イに適合

④木造+RC造併用構造で、次のイ～トに該当するもの以外（③のものを除く）
イ：F(地階を除く)=2又は3かつ1FをRC造、2F以上を木造
ロ：h≦13mかつ軒高≦9m
ハ：延べ面積≦500㎡
ニ：地上部分xの層間変形角1/200(1/120)以内（令82条の2）
ホ：2F以上の剛性率≧0.6かつ各階偏心率≦0.15に適合（令82条の6第2号イ･ロ）
ヘ：1F部分についてS55告示1791第3第1号に定める構造計算を行ったもの
ト：2F以上についてS55告示1791第1に定める構造計算を行ったもの

⑤床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物で、デッキプレート版を用いた部分以外の部分が、次のイ～へのいずれかに該当するもの以外
イ：木造で、h≦13mかつ軒高≦9m
ロ：組積造又は補強CB造で、F≦3（地階を除く）
ハ：鉄骨造(3F以下(地階を除く)、h≦13m、軒高≦9m)で、①イ又はロに該当
ニ：RC造、SRC造、RC造+SRC併用構造(h≦20m)で、②イに該当
ホ：木造、組積造、補強CB造、鉄骨造の2以上併用又はこれら1以上とRC造若しくはSRC造を併用で、③イ～ホに該当
ヘ：木造+RC併用構造で、④イ～トに該当

⑥床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物で、同パネルを用いた部分以外の部分が、⑤イ、ハ、ホ(木造･S造に係る部分に限る)のいずれかに該当するもの以外

⑦屋根版にシステムトラスを用いた建築物で、屋根版以外の部分が⑤イ～へのいずれかに該当するもの以外

⑧H14告示666号の規定による骨組膜構造で、次のイ及びロに該当するもの以外
イ：同告示第1第2項第1号ロ(1)～(3)に該当するもの
ロ：骨組の構造が、⑤イ～へのいずれかに該当するもの

構造計算の種別と構造適判の要否

No / Yes

第1号
令81条第1項

第2号
h≦31m：令81条第2項第2号
h＞31m：令81条第2項第1号

第3号（第2号を除く）
令81条第3項

第4号

- 構造計算不要【仕様規定（令第36条～80条の3）に適合させる】 → 適判不要
- ［ルート1］許容応力度計算+屋根ふき材等の構造計算【大臣認定プログラムを使用しない場合】【仕様規定（令第36条～80条の3）に適合させる】 → 構造適判必要
- ［ルート1］許容応力度計算+屋根ふき材等の構造計算【大臣認定プログラムを使用する場合】【仕様規定（令第36条～80条の3）に適合させる】 → 構造適判必要
- ［ルート2］許容応力度等計算（法6条の3第1項ただし書きによるルート2主事が審査する場合は適判不要）【仕様規定（令第36条～80条の3）に適合させる】【許容応力度計算+層間変形角の確認+屋根ふき材等の構造計算+剛性率･偏心率の確認】 → 構造適判必要
- ［ルート3］保有水平耐力計算【仕様規定（令第36条～80条の3）に適合させる（一部を除く）】【許容応力度計算+層間変形角の確認+保有水平耐力計算+屋根ふき材等の構造計算】 → 構造適判必要
- 限界耐力計算【耐久性関係規定に適合させる】 → 構造適判必要
- 時刻歴応答解析【耐久性関係規定に適合させる】 → 認定＋評定